

○多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例（昭和59年3月27日条例第3号）の一部を改正する条例新旧対照表

部署名：財政課

新			旧		
○多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例 昭和59年3月27日条例第3号 改正 令和3年9月30日条例第22号 <略> (使用料の額)			○多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例 昭和59年3月27日条例第3号 改正 令和3年9月30日条例第22号 (使用料の額)		
第2条 使用料の額は、別表第1__、別表第2及び別表第3のとおりとする。			第2条 使用料の額は、別表第1及び別表第2__のとおりとする。		
2 使用料の計算において、使用面積、使用期間及び使用時間に使用料の計算単位に満たない端数があるときは、それぞれこれを当該使用料の計算単位に切り上げる。			2 前項の規定にかかわらず、行政財産の使用の目的等により別表第1及び別表第2__に規定する使用料によることが不適当と認められたときは、当該使用料について市長は、特別の定めをすることができる。		
3 前2項の規定にかかわらず、行政財産の使用の目的等により別表第1__、別表第2及び別表第3に規定する使用料によることが不適当と認められたときは、当該使用料について市長は、特別の定めをすることができる。			2 前項の規定にかかわらず、行政財産の使用の目的等により別表第1及び別表第2__に規定する使用料によることが不適当と認められたときは、当該使用料について市長は、特別の定めをすることができる。		
<略>			<略>		
附 則			附 則		
1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。			1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。		
2 笠原町の編入の日前に笠原町行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例(昭和60年笠原町条例第16号。以下「旧町の条例」という。)の規定により課した使用料の取扱いは、平成18年3月31日までの間、旧町の条例の例による。			2 笠原町の編入の日前に笠原町行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例(昭和60年笠原町条例第16号。以下「旧町の条例」という。)の規定により課した使用料の取扱いは、平成18年3月31日までの間、旧町の条例の例による。		
改正附則					
<略>			<略>		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
行政財産の種類	使用区分	金額	行政財産の種類	使用区分	金額
1 土地	(1) 電柱の類、地下工作物の類その他これらに類するもの	多治見市道路占用料徴収条例（昭和28年条例第4号）第2条及び別表の規定を準用する。	1 土地	(1) 電柱の類、地下工作物の類その他これらに類するもの	多治見市道路占用料徴収条例（昭和28年条例第4号）第2条及び別表の規定を準用する。
2 建	(1) 事務所等	1平方メートルにつき	2 建	(1) 事務所等	1平方メートルにつき

新				旧			
物 （ 別表 第2 に規 定す る事 務所 を除 く。 ）		1月 300円		物 （ 別表 第2 に規 定す る事 務所 を除 く。 ）		1月 300円	
	(2) 会 議室	1平方メートルに つき 1時間 5円			(2) 会 議 室	1平方メートルに つき 1時間 5円	
	(3) 広 告の掲 出のた めのモ ニター 機器	1台1月につき 6,120円以内で市長が定め る額			(3) 広 告 の掲出 のた めのモ ニター 機 器	1台1月につき 6,120円以内で市長が定め る額	
	(4) 広 告の掲 出（建 物の柱 類、壁 面等 のうち 市長が 指定す る場所）	1平方メートルにつき 1月 15,280円以内で市長 が定める額			(4) 広 告 の掲出 （建 物の柱 類、壁 面等 のうち 市長が 指定す る場所）	1平方メートルにつき 1月 15,280円以内で市長が 定める額	
3 公園、 広場 その他 これら に類す るもの	(1) 物 品の販 売その他 これに 類する 行為	多治見市都市公園条例（昭和44年条例第23号）別表第2第3号の規定を準用する。		3 公園、 広場 その他 これら に類す るもの	(1) 物 品の販 売その他 これに 類する 行為	多治見市都市公園条例（昭和44年条例第23号）別表第2第3号の規定を準用する。	
	(2) 業 として 行う写 真の撮 影				(2) 業と して行 う写真 の撮 影		
	(3) 業 として 行う映 画の撮 影				(3) 業と して行 う映画 の撮 影		
	(4) 展 示会、 集会 その他 これら に類す る催し				(4) 展 示 会、集 会 その他 これら に類 する催 し		
<削る>				備考 使用面積、使用期間及び使用時間に使用料の計算単位に満たない端数があるときは、それぞれこれを当該使用料の計算単位に切り上げる。			
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			
行政財産 の種類		使用区分	金額	行政財産 の種類		使用区分	金額

新			旧		
市の事務所のうち市長が規則で定めるもの	(1) 会議室	1時間につき 1,020円以内で市長が規則で定める額 冷暖房費 1時間につき 210円以内で市長が規則で定める額	市の事務所のうち市長が規則で定めるもの	(1) 会議室	1時間につき 1,020円以内で市長が規則で定める額 冷暖房費 1時間につき 210円以内で市長が規則で定める額
	(2) 地下駐車場	1台30分までごとに 210円		(2) 地下駐車場	1台30分までごとに 210円
	(3) 広告の掲出のため のモニター 機器等	1台1月につき 6,120円以内で市長が定める額		(3) 広告の掲出のため のモニター 機器等	1台1月につき 6,120円以内で市長が定める額
	(4) 広告の掲出（建物の柱類、壁面等のうち市長が指定する場所）	1平方メートルにつき 1月 15,280円以内で市長が定める額		(4) 広告の掲出（建物の柱類、壁面等のうち市長が指定する場所）	1平方メートルにつき 1月 15,280円以内で市長が定める額
	(5) その他の占有使用	1時間につき 5,090円以内で市長が規則で定める額		(5) その他の占有使用	1時間につき 5,090円以内で市長が規則で定める額

別表第3（第2条関係）

行政財産の種類及び仕様区分	金額
営利事業の用に供する場合（別表第1及び別表第2に規定する場合を除く。）	1個所1月につき1,800円と1平方メートル1月につき600円との合計額。ただし、市の電源を使用する場合にあっては、当該合計額に次に掲げる定格消費電力量の区分に応じた額を加算して得た額
	(1) 500ワット未満 1,000円
	(2) 500ワット以上 3,000円
	1,000ワット未満
	(3) 1,000ワット以上 4,000円
	1,500ワット未満
	(4) 1,500ワット以上 6,000円
	2,000ワット未満
	(5) 2,000ワット以上 8,000円

<新設>

摘要	改正理由 営利事業の用に供する場合における一般的な使用料の定めがないため、これを定めることとする。
----	--